

かかりつけ医の紹介状をお持ちください

令和4(2022)年

10月1日から「選定療養費」の金額が変わります

当院では、患者さんが紹介状を持たずに初診で受診される場合、または病状が安定しても引き続き外来受診される場合には、選定療養費をご負担いただいております。この度、令和4年度の診療報酬改定に伴い、紹介状をお持ちでない場合の料金を、次のとおり変更させていただきます。

区 分		令和4年9月30日まで	令和4年10月1日から
① 初診の場合	医科	5,500円	7,700円
	歯科	3,300円	5,500円
② 再診の場合	医科	2,750円	3,300円
	歯科	1,650円	2,090円

紹介状がなくても診療は受けられますが、スムーズな受診のためにも、できるだけ地域の「かかりつけ医」等の紹介状を持参いただくようお願いします。

Takamatsu Municipal  Hospital

①初診時の料金について

次の場合は「初診」として取扱い、選定療養費をいただきます。

- 当院に初めて来院する場合 ■以前受診したがその治療が終了しており、その後再度来院する場合
- 患者さんが任意に治療を中止した後に、改めて来院する場合

ただし、次の場合は料金の負担対象となりません。


- 他の医療機関等からの紹介状をお持ちの場合(※紹介状には、人間ドック、特定検診等の結果に基づく指示を含みますが、整骨院、接骨院、鍼灸院からのものは含みません。)
- 今回受診する診療科は初めてだが、別の診療科には通院中の場合
- 救急車などで来院し、緊急の診療を必要とする場合
- 特定の疾患等により、各種公費負担制度を受給している場合
- 生活保

護法による医療扶助の対象である場合

②再診時の料金について

当院医師が他の医療機関に対して紹介する旨の申し出を行った後に、引き続き当院を受診した場合、再診の都度、変更後の料金をいただきます。ただし、初診時と同様、各種公費負担制度を受給しているときなどには、負担対象となりません。

※詳細はお問い合わせください

 高松市立みんなの病院
☎ 087-813-7171

担当部署：事務局 医事課